

確 約 書

所属

職名

氏名

- 1 上記の者が、在職のまま神戸大学大学院工学研究科の研究生として、入学(在学)することは差し支えない。
- 2 事業目的の追及のための研究を行わせるために、上記の者を研究生として派遣するものではない。

年 月 日

官公庁，会社等の長または代表者

職名

氏名

印